

東京二十三区清掃協議会の業務内容

「東京二十三区清掃協議会」とはどのような組織ですか？

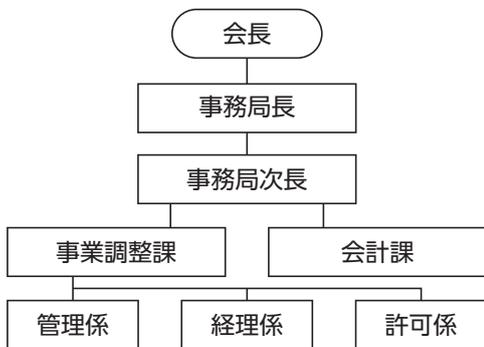


図1 清掃協議会の組織図

みなさんは、東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」という。）という組織をご存知ですか？
 地方自治法では、地方公共団体間の事務の一部を共同して処理するため、協議により規約を定め、地方公共団体の協議会を設けることができる（地方自治法第252条の2）。
 清掃協議会は、この規定に基づき、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）を構成団体として設置されています。
 清掃協議会の組織は、図1のとおりで、会長は協議によって23区の区長から選任されます。事務局は東京区政会館内に置かれており、23区と清掃一組から派遣された職員が勤務しています。

清掃協議会には、どのような役割があるのでしょうか？

平成12年4月に東京都から清掃事業が各区に移管されました。このとき、各区の自主性・自立性を尊重しつつ、効率性の観点から事務を共同処理するために、23区及び清掃一組の協議により清掃協議会が設置されました。

清掃一組とは異なり、清掃協議会には法人格がなく、共同処理するとされた事務の権限は、各区や清掃一組が保持しています。一方で、清掃協議会が行った行為は、各区長が行ったものとして効力を有します。

例えば、一般廃棄物処理業の許可事務においては、各区や事業者の業務効率化を図るため、清掃協議会が23区全区に対する申請を受け付け、清掃協議会会長が各区長の名において許可証を発行するという共同処理を行っています。

他方で、23区は許可の要件等を条例・規則等で定めています。事業者に対する行政指導・行政処分は、各区の主体的な判断に基づいて行うものとされています。

清掃協議会の事務については、清掃協議会規約において定められています。詳しくは後述の、事業調整課の業務内容をご紹介します。

清掃協議会の歴史について

平成12年4月 清掃協議会設置

東京都からの清掃事業の移管を円滑に行うために、清掃協議会が設置されました。当面の間、清掃協議会が行うとされた事務は、家庭ごみの収集・運搬契約事務や一般廃棄物処理業の許可事務、広報や指導に関する事務等、62項目に及びました。

平成18年4月 事務の縮小

清掃協議会で経過的に処理している事務は本来的には基礎自治体の業務であるとの考えから、各区への事務移行がすすめられました。また、管理執行事務の各区への移行完了をもって、清掃協議会は廃止されるとされました。一般廃棄物処理業の許可事務を含む多くの事務が各区に移行され、清掃協議会の事務が24項目に整理されました。

平成25年4月 許可係新設

一般廃棄物処理業の許可事務について、事務の効率化を図るため、23区が地方公共団体としての権限を保持しつつ、共通の基準に基づいて共同処理することとされました。

清掃協議会事業調整課に許可係が新設され、現在の形となりました。

事業調整課の業務内容
①管理係

◆管理係

管理係は、課内庶務事務のほか、清掃協議会の会議運営と清掃車両の架装基準に関することを担当しています。

清掃車には、トラックの荷台に架装と呼ばれるごみを積込むための荷箱が付けられています。

架装基準は、関係法令や収集職員の作業安全性の確保、区民の生活環境や交通安全の確保など作業運営の業務適正化を期することを目的として定めています。管理係では、清掃車両の架装の基準、機能の改善等を23区と共に検討を行っています。

また、清掃車両に関する各種勉強会等を企画し、23区の担当職員向けに実施しています。



車両勉強会の様子

事業調整課の業務内容

② 経理係

◆ 経理係

経理係は、23区と清掃車を保有する事業者との「廃棄物収集運搬請負契約」を結ぶ契約事務と、各区に必要な台数の清掃車を手配する配車事務を行っています。

契約事務では、主に清掃車1台あたりの運賃の算定方法を決め、来年度に向けた契約の手続を行います。「廃棄物収集運搬請負契約」を結ぶことにより、23区の家庭から排出される可燃・不燃ごみの収集・運搬に必要な清掃車などの供給を事業者から受けています。配車事務では、各区が要請する清掃車の台数について、どの区の収集にどの事業者の車を供給するか決める配車計画を策定します。また、事業者の保有する清掃車両が適切かどうか確認する車両検査なども行っています。



車両検査の様子

事業調整課の業務内容

③ 許可係

◆ 許可係

許可係は、23区内のオフィスや飲食店等の事業所から発生する一般廃棄物の処理に必要な一般廃棄物処理業許可に係る事務を行っています。

本来、一般廃棄物処理は法律に基づき、各区が行うこととされており、他の民間事業者等が行うことは原則として禁止されています。しかし飲食店等から発生する一般廃棄物は深夜に収集する必要がある等の理由から、原則として禁止されている一般廃棄物の処理を法律に規定される基準を満たしている事業者に対し、各区長が許可をすることで、事業者が処理を行っています。この許可を一般廃棄物処理業許可といい、許可係において審査を行っています。現在、一般廃棄物処理業許可を有している事業者は約500名です。許可事務を共同処理している許可係においては、許可更新をはじめとする申請の審査を行っています。この審査においては、必要に応じて事業者への立入検査を実施し、法令遵守の状況や経理的状況等を確認し、判断しています。

清掃協議会ホームページ 新規開設について

令和6年3月に、清掃協議会のホームページが開設されました。清掃協議会の規約や予算・決算、一般廃棄物処理業の手引や許可業者向けの更新に係る通知等を掲載しています。



「清掃協議会」で検索

<https://www.tokyo23-seisokuyogikai.jp/>

東京二十三区清掃協議会 令和7年度予算について

清掃協議会は23区の負担金によって運営されており、その負担金の額は、協議により定めています。令和7年度の歳入歳出予算額は1222万7千円で、前年度予算との比較では、87万5千円の増となりました。

● 歳入 ●

歳入は、区の負担金920万円（1区あたり40万円）と繰越金等302万7千円を計上しています。

● 歳出 ●

- 歳出は、次のとおりです。
- ① 総務管理費（551万9千円）
 - ・ 清掃協議会全体に関わる事務の管理を行う経費です。
 - ② 管理執行費（602万9千円）
 - ・ 廃棄物運搬請負契約事務に関する経費と許可事務に関する経費です。
 - ③ 連絡調整費（17万9千円）
 - ・ 清掃車両の架装基準等の調整や、清掃協議会と23区との連絡調整に関する経費です。
 - ④ 予備費（50万円）
 - ・ 緊急時や災害時等の危機管理対策の経費です。

（東京二十三区清掃協議会）